



杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事：
武廟政策との関係を軸に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学中国学会 公開日: 2025-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 未来 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002002742

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事 —武廟政策との関係を軸に一

高橋 未来

【論文要旨】

本論文旨在深入探讨杜牧《注孙子序》中阐述的士大夫与军事之关系。为此，本文通过考察唐代武庙制度变迁，剖析当时士大夫对军事与武官的真实态度，以此考证杜牧之学说。首先，杜牧在《注孙子序》中提出三个核心观点：其一，古代圣人皆通晓军事；其二，具备德行且通晓军事的高级官吏（如齐太公等），可使勇猛无文的武将士兵俯首听命；其三，国家根本在于军事，唯有贤能的卿大夫方能执掌军权以治国。由此主张应效法圣人时代，由高级文官而非武将掌控军事。值得注意的是，序文中列举的二十位历代名将，实际上多为祭祀于武庙之中的武人。唐代武庙制度始设于玄宗开元十九年（731），以齐太公为主神。随着重视孔子祭祀的文官集团崛起，排斥齐太公及武人祭祀的声浪渐高，最终导致武庙规模遭到压缩。对比文官集团与杜牧的态度可见，杜牧虽同样主张“以文驭武”，但其重视军事的立场与多数文官截然不同。这种差异性体现在杜牧对武庙人物的取舍标准：他特别挑选兼具德行学识、符合“大吏”标准的武庙人物载入序文，以此彰显其政治主张。在武庙制度式微、藩镇叛乱频仍的时代背景下，杜牧通过注释《孙子》并撰写序言提出这一系列主张，体现了士大夫阶层试图重塑军事话语权的努力，更折射出中晚唐文武关系演变的历史轨迹，实具有重要的现实意义。

はじめに

中晚唐の詩人杜牧（803～852、字は牧之）は、安史の乱（755～763）後も藩鎮の反乱や周辺異民族の侵入が頻発する世に生まれた。そこで兵学に深く関心を抱き、実際にも戦略を立てて宰相に献上している。¹⁾

¹⁾ 「上李司徒相公論用兵書」（『樊川文集』卷十一）、「上李太尉論北辺事啓」（『樊

さらに、魏の曹操が春秋末の孫武の言説をまとめて注を付した『孫子』に、杜牧自身の注を加えて『注孫子』全三巻を撰した。

杜牧はその序文「注孫子序」（『樊川文集』巻十）において、士大夫の「文」と「武」に対する態度を批判する。「文」とは儒学を中心とする学問教養、文化、礼楽制度など、「武」とは戦略や戦いに関すること、兵学も含めることができるだろう。杜牧は、今の士大夫は「文」のみを重んじて「武」を軽んじており、その様な態度は聖人の道の根本を失っている、という。そこで杜牧は自ら『孫子』を研究して、士大夫層に兵事に向き合うよう勧めたのである。

この様に、『注孫子』には杜牧が士大夫の意識を変え、政治状況を打開しようとした意図があるのだが、筆者はこれまで当時の士大夫層が「文」と「武」を如何に捉え、兵事に対して如何なる態度を示していたのかについては深く検討してこなかった。

ところで唐代には、全国の国子学に孔子を祀る文廟が設けられた。すると齊の太公呂尚と武人の十哲等を祀る武廟も創設されたが、後に文官の反発によって貶められる。この武廟制度の変遷は、彼らの文と武に対する態度を読み解く手がかりとなる。そのピークは杜牧が生まれる十数年前なのだが、注目すべきことに、杜牧が「注孫子序」に列挙する歴代の名将の殆どは、武廟に祀られた人物である。

そこで本稿では、杜牧が「注孫子序」に説く士大夫と兵事の論及び武廟制度の変遷を併せて検討することにより、当時の士大夫層の文と武に対する態度に迫り、杜牧の士大夫論が持つ意味を掘り下げてみたい。

1. 「注孫子序」の士大夫と兵事

(1) 聖人と兵事

杜牧は「注孫子序」において、①聖人の兵事への関わり、②賢人の卿大夫と、勇猛だが不学の武将という両者の関係を、全篇を通して説いている。序文は次の一文で始まる。

川文集』巻十六）等。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

兵者刑也、刑者政事也、為夫子之徒、実仲由・冉有之事也。²⁾

兵事とは刑罰の一種であり、刑罰は政事の一つである、という。つまり、軍隊を用いることは政事の一分野ということになる。ここで唐突に孔子の弟子の仲由と冉有を挙げるのは、『論語』先進篇に「政事冉有・季路（政事には冉有・季路）」という、いわゆる「四科十哲」に基づく。しかし文字通りに読むと、まるで冉有と仲由が兵事に秀でたかのである。この様に儒者と兵事とを関係づける表現は、杜牧の他の詩文にも見える。筆者は拙論で、杜牧は両者を結びつけることによって士大夫が兵事に関わることの重要性を訴えようとしたと論じた。³⁾

序文は続けて、役人が執り行う規模の異なる刑罰について述べる。

今者拋案聽訟、械繫罪人、笞死于市者、吏之所為也。驅兵数万、擻其城郭、係累其妻子、斬其罪人、亦吏之所為也。木索兵刀、無異意也、笞之与斬、無異刑也。小而易制、用力少者、木索笞也、大而難制、用力多者、兵刀斬也。俱期於除去惡民、安活善人。

今者案に抛りて訟を聴き、罪人を械繫し、笞^{むちう}ちて市に死する者は、吏の為す所なり。兵数万を驅りて、其の城郭を擻り、其の妻子を係累し、其の罪人を斬るも、亦た吏の為す所なり。木索と兵刀と、意を異にする無きなり、之を笞つと斬ると、刑を異にする無きなり。小にして制し易く、力を用うること少なき者は、木索もて笞つなり、大にして制し難く、力を用うること多き者は、兵刀もて斬るなり。俱に惡民を除去し、善人を安活せしむるを期す。

これは『国語』魯語の、罪の軽重によって異なる刑罰「五刑⁴⁾」に抛

2) 杜牧の詩文は呉在慶撰『杜牧集繫年校注』（中華書局、2008）に抛る。以下同様。

3) 『杜牧研究—杜牧における政治と文学—』（東京学芸大学出版会、2016）第三部「杜牧撰『注孫子』の「仁義」について」を参照。

4) 「大刑用甲兵、其次用斧鉞…（略）…以威民也。故大者陳之原野、小者致之市朝」という（『国語』、上海古籍出版社、1998）。

る。杜牧は、庶民の犯罪には街中で処罰するが、反乱等の大罪に対しては城を攻め落として死罪とする、しかし両者はともに、役人が悪人を排除して善人を守るための政治的処理、という点では変わらないという。

続いて杜牧は、刑罰を行う役人の基準について述べる。

其取吏無他術也、無異道也、俱止於仁義忠信・智勇嚴明也。苟得其道一二者、可以使之為小吏、尽得其道者、可以使之為大吏。故用力少者、其吏易得也、功易見也。用力多者、其吏難得也、功難就也…
…自三代已降、皆由斯也。

其れ吏を取るに他術無きなり、異道無きなり、俱に仁義忠信・智勇嚴明に止どむるなり。苟も其の道の一二を得る者は、以て之をして小吏と為さしむべく、尽く其の道を得る者は、以て之をして大吏と為さしむべし。故に力を用うること少なき者は、其の吏は得易きなり、功は^{あら}見わし易きなり。力を用うること多き者は、其の吏は得難きなり、功は^な就し難きなり……三代より已降、皆斯に由るなり。

仁から明までの八徳を全て備えた人物は、大吏即ち高官となって大罪に対する征伐を掌るが、幾つかの徳のみを備えた人物は、小吏即ち下級役人として軽犯罪を処罰するという。しかし大吏、いわば将帥に相応しい人物は見つけにくいし、また兵事という一大任務を掌るために簡単には功績を挙げられない。これが三代から今に至るまで刑罰に当たる役人を任用する基準であり、彼らの道であるという。

杜牧はこの様に、兵事を掌る将帥は徳を備えた大人物である、と強調する。「将帥」「將軍」等と言わず、彼らを「大吏」としてあくまで高官の一人と位置づけることには注意が必要である。

続いて杜牧は、孔子と兵事との関わりを説く。

子貢訟夫子之徳曰「文・武之道、未墜於地、在人。賢者識其大者、遠者、不賢者識其小者、近者⁵⁾。」季孫問冉有曰「子於戰学之乎、性

5) 『論語正義』(北京大学出版社、2000)は「賢者識其大者、不賢者識其小者」に作る。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

達之也。」対曰「学之。」季孫曰「事孔子、悪乎学。」冉有曰「即学之於孔子者、大聖兼該、文武並用、適聞其戦法、猶未之詳也。」

子貢夫子の徳を訟えて曰く「文・武の道、未だ地に墜ちずして、人に在り。賢者は其の大いなる者、遠き者を識り、不賢者は其の小さき者、近き者を識る」と。季孫冉有に問いて曰く「子は戦に於いて之を学ぶか、性の之に達するか」と。対えて曰く「之を学ぶ」と。季孫曰く「孔子に事えて、悪くにか学ぶ」と。冉有曰く「即ち之を孔子に学ぶは、大聖は兼該し、文武並用すればなり。適たま其の戦法を聞くも、猶お未だ之を詳らかにせざるなり」と。

子貢の故事は、『論語』子張篇に見える。衛の公孫朝が子貢に、孔子は誰から学んだのかと問うたところ、子貢は「周の文王と武王の道は、廢れずに今でも人々に記憶されている。優れた人はその大きな事、遙かな事を覚えており、そうでない人も小さな事、身近な事を覚えている」と答えたという。この文の後には「それゆえ孔子は誰にでも学んだ」と続く。しかし杜牧は「文王と武王の道」を「文と武の道」というように大胆に読み替えて、文武の道が人々に伝わっているというのである。

次の季孫と冉有との会話は『孔子家語』正論解の故事。斉の大夫が魯に攻め入った際、冉有が巧みに撃退した。そこで季孫が冉有に「戦い方を学んだのか、それとも生来得意なのか」と問うと、「孔子に学んだ」と答えた。季孫が驚くと、冉有は「優れた人は文と武の両方を兼ね備えて、ともに用いるのです」といったという。杜牧はこの二つの故事を挙げて、孔子は兵事にも通じていたと強調する。

ところがいつの頃からか、文武の道は分かれて文と武の道となり、担う人も分かれたという。それを次の様に述べる。

復不知自何代何人分為二道、曰文、曰武、離而俱行、因使搢紳之士、不敢言兵、或恥言之、苟有言者、世以為粗暴異人、人不比数。嗚呼、亡失根本、斯最為甚。

復た何代の何人より分かちて二道と為し、文と曰い、武と曰い、離して而して俱に行うを知らず、因りて搢紳の士をして、敢えて兵を言わず、或いは之を言うを恥ずかしめ、苟くも言う者有らば、世は以て粗暴なること人に異なると為して、人は比数せず。嗚呼、根本を亡失すること、斯れ最も甚だしきを為す。

いつの時代の誰から「文武」を「文と武」に分けてそれぞれの道を行うようになったのか分からない、故に士大夫は兵事を語らないか、または兵事を口にするのを恥ずかしく思うようになってしまった、世間でも兵事を語る人を乱暴者と見なすようになったが、それは最も根本を失ったことである、と憤る。前述の通り、杜牧によれば徳を備えた大吏こそが兵事を掌るからである。

続けて杜牧は再び、周公と孔子が兵事に通じていたと強調する。

周公相成王、制礼作楽、尊大儒術、有淮夷叛則出征之。夫子相魯公、会于夾谷、曰「有文事者、必有武備」、叱辱齊侯、服不敢動。是二大聖人、豈不知兵乎。

周公は成王に相たりしとき、礼を制して楽を作り、儒術を尊大にして、淮夷の叛有らば則ち出でて之を征す。夫子は魯公に相たりしとき、夾谷に会するに、「文事有る者は、必ず武備有り」と曰い、齊侯を叱辱するに、服して敢えて動かず。是の二大聖人、豈に兵を知らざらんや。

「尊大儒術」とは、周公が儒家の政治理論を尊んだとの意味である。これもまた一種の誇張表現である。「淮夷叛⁶⁾」とは、周公が東征して三年後に平定した。

次の故事は『史記』卷四十七孔子世家等に見える「夾谷の会」である。孔子が魯の定公に仕えて大司寇の任にあった際、齊の景公が夾谷で親

⁶⁾ 『尚書』周書・大誥に「武王崩、三監及淮夷叛」とある（『尚書正義』、北京大学出版社、2000）。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

睦の宴を開こうとした。孔子が「文事には戦いの備えが必須です」と訴えたので定公は司馬を同行させたところ、齊侯は夷狄の舞楽や役者の演技を披露した。孔子はすぐさま齊を叱咤し、齊は恐れて魯に従ったという。

「序文」は続けて、二大聖人の後継者ともいふべき、兵に通じ策略に長けた人物を列挙する。

(2) 名将と武将・兵士

杜牧は齊の太公から唐の郭元振（656～713）まで二十人の名を挙げて、次の様に説く。

周有齊太公、秦有王翦、兩漢有韓信、趙充国、耿弇、虞詡、段熲、魏有司馬懿、吳有周瑜、蜀有諸葛武侯、晋有羊祜、杜公元凱、梁有韋叡、元魏有崔浩、周有韋孝寬、隋有楊素、国朝李靖、李勣、裴行儉、郭元振。如此人者、当其一時、其所出計畫、皆考古校今、奇秘長遠、策先定於内、功後成於外。彼壯健輕死善擊刺者、供其呼召指使耳、豈可知其由来哉。

周に齊の太公有り、秦に王翦有り、兩漢に韓信、趙充国、耿弇、虞詡、段熲有り、魏に司馬懿有り、吳に周瑜有り、蜀に諸葛武侯有り、晋に羊祜、杜公元凱有り、梁に韋叡有り、元魏に崔浩有り、周に韋孝寬有り、隋に楊素有り、国朝の李靖、李勣、裴行儉、郭元振。此の如き人は、其の一時に当たり、其の出だす所の計畫は、皆な古を考えて今を校べ、奇秘長遠にして、策は内に定むるを先んじ、功は外に成るを後にす。彼の壯健にして死を軽んじ擊刺を善くする者は、其の呼召指使に供するのみなり、豈にその由来を知るべけんや。

ここに唐の名将が四人も含まれていることは注目すべきだが、第四節で検討するので今は措く。杜牧は、勇猛で死を恐れず擊刺の得意な諸将や兵士達はただ彼らの指揮に従うだけで、名将の策略がどの様に立て

られたのかは知る由も無かったという。

序文は続けて、青年期の杜牧が見た藩鎮反乱について述べる。憲宗元和十三年（818）杜牧十六歳の時、淄青節度使李師道が反乱を起こし、朝廷は宣武等五道に討伐を命じた。杜牧によれば、その際に鎮圧を指揮したのは勇猛な武将で、卿大夫達は反乱など起きていないかの様に平然と日常生活を送っていたという。

年十六時、見盜起圍二三百里、係戮將相、族誅刺史及其官屬、屍塞城郭、山東崩壞、殷殷焉声震朝廷。当其時、使將兵行誅者、則必壯健善擊刺者、卿大夫行列進退、一如常時、笑歌嬉遊、輒不為辱。非当辱不辱、以為山東乱事、非我輩所宜当知。

年十六の時、盜起りて二三百里を圍り、將相を係戮し、刺史及び其の官屬を族誅して、屍は城郭を塞ぎ、山東崩壞して、殷殷焉たる声の朝廷を震わすを見る。其の時に当たり、兵を將いて誅を行わしむる者は、則ち必ずや壯健にして擊刺を善くする者にして、卿大夫の行列進退は、一に常時の如く、笑歌嬉遊し、輒ち辱と為さず。辱に当たりて辱とせざるに非ず、以為えらく山東の乱事は、我輩の宜しく当に知るべき所に非ずと。

しかし杜牧は、以下に述べる様に、後に經書や史書を読み、国家の存亡にとって兵こそが要であり、優れた卿大夫でなれば兵事を掌ることはできないという結論に至ったという。

及年二十、始読『尚書』、『毛詩』、『左伝』、『国語』、十三代史書、見其樹立其国、滅亡其国、未始不由兵也。主兵者聖賢材能多聞博識之士、則必樹立其国也。壯健擊刺不学之徒、則必敗亡其国也。然後信知為国家者、兵最為大、非賢卿大夫、不可堪任其事。

年二十となるに及び、始めて『尚書』、『毛詩』、『左伝』、『国語』、十三代の史書を読み、其の其の国を樹立し、其の国を滅亡せしむるを見るに、未だ始めて兵に由らざるにあらざるなり。兵を主る者は

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

聖賢にして材能あり多聞博識の士なれば、則ち必ず其の国を樹立するなり。壮健にして撃刺し不学の徒なれば、則ち必ず其の国を滅亡するなり。然る後信に知る、国家を為す者は、兵を最も大と為し、賢なる卿大夫に非ざれば、その事を任ずるに堪うべからざるを。

そこで杜牧は兵書を読みあさった結果、孫武の説が勝敗の法則に当てはまることから『注孫子』を編纂することにしたという。杜牧は『孫子』の要旨を「大約用仁義、使機權也」、つまり仁義と臨機応変の戦略を用いることだという。これも、杜牧が聖人と『孫子』を結びつけようとしたと考えられる。⁷⁾

以上に見てきた通り、序文では①古代の聖人は兵事に通じていた、②徳を備え兵事に通じた大吏（齊の太公等）に対し、勇猛不学の武将・兵士は指示に従うのみである、③国の要は兵事であり、賢人の卿大夫だけが兵事を掌り国を治めることができる—と説き、つまりは武将ではなく大吏（卿大夫）が兵事を掌るべきで、それが本来の正しい道だという。これが杜牧の儒者論であり士大夫論である。

従って、杜牧は文と武の二者に対し、文と同様に武を重視しているのだが、士大夫が文事だけでなく兵事をも重視し遂行せよと訴えるのは、つまり文が武を包括することである。当然ではあるが、杜牧は文（文官）を絶対的優位に置いている。

2. 「注孫子序」の名将

杜牧は、「序文」に挙げた「大吏」たる名将をどの様に選んだのか。杜牧は彼らを「名将」「將軍」等と称していないが、ここでは便宜上「名将」と称することにして、再び以下に掲げたい。

西周	①齊の太公
戦国	②秦の王翦

⁷⁾ この点についても注3所掲の拙論を参照されたい。

前漢	③韓信 ④趙充国
後漢	⑤耿弇 ⑥虞詡 ⑦段熲
三国	⑧魏の司馬懿 ⑨呉の周瑜 ⑩蜀の諸葛武侯
晋	⑪羊祜 ⑫杜公元凱（杜預）
南北朝	⑬梁の韋叡 ⑭元魏の崔浩 ⑮北周の韋孝寛
隋	⑯楊素
唐	⑰李靖 ⑱李勣 ⑲裴行儉 ⑳郭元振

このうち⑥虞詡、⑧司馬懿、⑬韋叡、⑭崔浩の四人を除く十六人は、全て武廟に祀られた人物である。

武廟とは、唐代に創設された齊太公を主神として祀る廟である。太公とは即ち太公望呂尚（字は尚父）、後に周文王となる西伯に知遇を得ると、兵権を掌握して策略をたて、武王が殷の紂王を滅ぼすのを助けた。唐代に孔子が文廟に祀られるようになると、その対として太公を祀る武廟が創設された。孔門十哲及び七十二弟子と同様に、武人の十哲と七十二弟子が選定され、彼らも武廟に祀られるようになったのである。⁸⁾

以下に武廟創設とその後の経緯を辿り、合わせて「注孫子序」の二十人の名将を検討したい。

3. 武廟の変遷

(1) 呂尚が武成王に追封されるまで

まず、武廟創設の契機となる文廟について述べておこう。

高祖武徳二年（619）、国子監に周公と孔子の廟をそれぞれ建てて、四時に祭祀を行うようにとの詔が下された（『唐会要』⁹⁾卷三十五「褒崇先聖」）。後の武徳七年（624）、高祖は自ら積奠し、周公を先聖にして孔子

8) 文廟と武廟については高明士「唐朝的文和武」（『国立台湾大学文史哲学報』第48期、1998）、黄進興「武廟の崛起与衰微（七至十四世紀）——一個政治文化的考察」（『国史浮海開新録—余英時教授榮退論文集』、聯經出版、2002所収）、于賡哲「由武成王廟制變遷看唐代文武分途」（『魏晉南北朝隋唐史資料』第19輯、2002）等を参照。

9) 宋・王溥撰／牛繼清校証『唐会要校証』（三秦出版社、2012）。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

を配享することにした（『新唐書』卷十五礼楽志）。

太宗貞觀二年（628）、太宗は宰相房玄齡等の建言により、周公の祭祀をやめて孔子を先聖に格上げして、顔回を配享させることにし、二年後の貞觀四年（630）には全ての州学・県学に孔子廟（文廟）を作らせるよう命じた（『新唐書』礼楽志）。

すると武人に対しても注目が集まるようになる。呂尚は既に民間信仰の中で祀られていたが、¹⁰⁾ 同じ貞觀中（627～649）に朝廷によって磻溪（陝西省宝鸡市東南）に祀られ祠が置かれたという。¹¹⁾ 磻溪とは渭水のほとり、呂尚が文王に出会う前に釣りをしていた場所である。

ところで、隋代に周文王と武王とをともに豊渭に祀る際、周公と召公とが配祀されていた。¹²⁾ しかし高宗顯慶二年（657）、文王は岐山から鄴邑に遷都し、武王は鎬京に都を置いたことから、文王を鄴に、武王を鎬に祀ることになった。その際、文王には呂尚が、武王には周公と召公が配されるようになった（『旧唐書』卷二十四礼儀志四）。この時呂尚は、文王に配されるほど格上げされたのである。

●玄宗開元十九年の武廟創設

その後の玄宗開元十九年（731）、武廟の設置と祭祀が命じられた。『唐会要』卷二十三「武成王廟」の条に次の様に記す。

両京及天下諸州各置太公廟一所、以張良配享、春秋取仲月上戊日祭。諸州賓貢武举人、准明經・進士、行郷飲酒礼。每出師命将、辞訖、発日、便就廟引辞。仍簡取自古名将、功成業著、弘济生民、准十哲例配享。

これに拠れば、①長安と洛陽及び諸州に太公廟を設けて、漢の張良を

10) 『魏書』卷百六地形志上・汲県の条に「有比干墓、太公廟」とある。

11) 唐・王涇『大唐郊祀録』卷十「積奠武成王」（唐・蕭嵩等奉勅撰『大唐開元礼』、汲古書院、1972所収）に「臣涇案史籍無恒祭太公之文。皇朝貞觀中始於磻溪置祠」とある。

12) 唐・杜佑撰『通典』（中華書局、1988）卷五十三・礼「祀先代帝王」に「隋制…文王・武王於豊渭之郊、周公・召公配」とある。

配享させ、仲春と仲秋の上戊の日に祭祀する、②諸州の賓貢（外国人進士）や武挙¹³⁾の受験者も明経・進士の試験同様に郷飲酒の礼を行う、③將軍の任命や出軍の日には太公廟で辞を述べる、④文廟と同じく、武人の十哲を選定して齊太公に配享する—という方式が定められた。¹⁴⁾ 但し十哲の礼は、すぐには施行されなかったようである。¹⁵⁾

これより武廟では文廟と同様に積奠礼を行うこととなり、呂尚は孔子と並ぶほど地位を高めた。しかしこれを境に、武廟は文人の反発を受けることになる。

● 肅宗乾元元年の反対意見

肅宗乾元元年（756）、太常少卿于休烈は「張良を太公望に配享すべきではない」と上疏¹⁶⁾した。その理由は、漢人の張良は太公と時代が異なるし、そもそも人臣の太公に誰かを配享すること自体が不適切だというもので、ゆえに張良は漢の高祖に配享されるべきであるという。

朝廷はこれを聞き入れて、太公には配享される人物がいなくなった。しかし実は、孔子廟では人臣である孔子に配享された人物は多く、且つ時代の異なる鄭玄や王肅も含まれていた。于休烈は武人を貶めようとしたのだろう。しかしこの後、肅宗は再び太公の格上げと武廟祭祀の整備を試みる。

● 肅宗上元元年の武成王追封

安史の乱の渦中である肅宗上元元年（760）、次の詔勅が出された。

定禍乱者、必先于武徳、拯生靈者、諒在於師貞。昔周武創業、克寧区夏、惟師尚父、実佐興王、況徳有可師、義当禁暴、稽諸古昔、爰

13) 則天武后長安二年（702）に始まった武官の採用試験。

14) 武廟の祭祀制度については王鳳翔「唐代武廟与太公崇拜」（『管子学刊』2014年第四期）、王博「仗武而弘信：唐代武廟建設的政治考量及其意義」（『隋唐遼宋金元史論叢』2020年第十輯）等に詳しい。

15) 翌開元二十年の『大唐開元礼』卷一「神位」の条には張良の配享のみが記されている。

16) 『新唐書』卷十五礼楽志に「子房生漢初、佐高祖定天下、時不与太公接。古配食廟庭、皆其佐命、太公、人臣也、誼無配享。請以張良配漢祖廟」とある。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

崇典礼。其太公望可追封為武成王、有司依文宣王置廟。仍委中書門下、撰古今名将、准文宣王置巫聖及十哲等、享祭之典、一同文宣王。
〔『唐会要』武成王廟〕

禍乱を定むる者は、必ず武徳を先にし、生靈を拯う者は、諒に師貞に在り。昔周武の業を創むるに、区夏を克寧するは、惟れ師尚父なり、実に興王を佐け、況や徳は師とすべきもの有り、義は暴を禁ずるに当たり、諸を古昔に稽み、爰に典礼を崇う。其れ太公望追封して武成王と為し、有司は文宣王の廟を置くに依るべし。^{かさ}仍ねて中書門下に委ねて、古今の名将を撰び、文宣王の巫聖及び十哲等を置くに准え、享祭の典は、一に文宣王に同じくせよ。

孔子は玄宗開元二十七年（739）に文宣王と追諡され、十哲とその弟子達も追贈された（『唐会要』「褒崇先聖」）。この詔勅では、太公を武成王に追封し、古今の名将を選んで文宣王の巫聖と十哲に擬え、祭祀の方式は全て文宣王廟と同じにせよという。十哲の配享については、開元十九年の詔が実施されていないため、再び詔勅が出されたのである。

太公の十哲に選定されたのは、『新唐書』卷十五礼楽志によれば以下の人物である。

秦武安君白起、③漢淮陰侯韓信、⑩蜀丞相諸葛亮、⑰唐尚書右僕射衛国公李靖、⑱司空英国公李勣列於左、漢太子少傅張良、齊大司馬田穰苴、吳將軍孫武、魏西河守吳起、燕昌国君樂毅列於右、以良為配。

張良は「以良為配」とあるように巫聖と同じで、左右に十哲の塑像を並列せよという。黄進興は、この十哲は李靖の兵法書『唐太宗李衛公問对』に記す武学の名将であると論じる¹⁷⁾。確かに白起を除く九人は、著者の李靖も含めると全て『李衛公問对』に名が見える。

17) 注8所掲黄進興論文の注49。白起については『李衛公問对』には名を明示しないが、白起に関する言及は見える。

ここには、杜牧が「注孫子序」に挙げた二十人のうち、傍線を引いた③韓信、⑩諸葛武侯（諸葛亮）、⑰李靖、⑱李勣の四人が含まれている。

但しこの年に旱魃が起きたために、中祀は取りやめとなった。文廟と武廟の祭祀は中祀なので、武廟の祭祀は停止され、この詔勅も実行されなかった。¹⁸⁾ところが仲秋になると文廟の祭祀だけは行われたのだった。¹⁹⁾文人官僚が武廟を軽んじたためである。

● 徳宗建中三年の十哲と七十二弟子の配享

徳宗建中三年（782）、史館は「宜揀取自古名将充十哲、七十二弟子」（『唐会要』武成王廟）と、古来の名将を十哲及び七十二弟子に当てることを上奏した。やはり彼らの配享が実施されていないためである。

そこで「七十二弟子」に選定されたのは、『唐会要』の注によれば次の表の人物である。

春秋	范蠡 管仲
戦国	孫臏 廉頗 田単 趙奢 李牧 ②王翦
前漢	曾參 彭越 周勃 周亜父 霍去病 衛青 ④趙充国 李広
後漢	鄧禹 呉漢 馮異 ⑤耿弇 寇恂 賈復 馬援 ⑦段熲 皇甫嵩
三国	鄧艾 張遼 関雲長 張飛 ⑨周瑜 呂蒙 陸抗 陸遜
晋	⑪羊祜 ⑫杜元凱 王濬 陶侃 謝玄 王猛 慕容恪
南北朝	檀道濟 王鎮惡 長孫嵩 慕容昭宗 斛律光 王僧辯 宇文憲 于謹 ⑮韋孝寬 呉明徹
隋	⑯楊素 賀若弼 韓擒虎 史万歳
唐	孝恭 尉遲敬徳 蘇定方 ⑰裴行儉 王孝傑 張仁亶 王峻 ⑳郭元振 李光弼 郭子儀 ※『大唐郊祀録』及び『新唐書』礼楽志とは異同がある。

¹⁸⁾ 同礼楽志に十哲の名に続けて「後罷中祀、遂不祭」という。

¹⁹⁾ 『新唐書』卷十五礼楽志に「上元元年、肅宗以歳旱罷中・小祀、而文宣之祭、至仲秋猶祠之於太学」とある。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

以上は六十四人で、実際には七十二ではなく六十四人の名将を撰び、廟堂の東と西の壁に三十二人ずつ図を描いた。唐の将軍が十人も撰ばれているのは、安史の乱後にも頻発した藩鎮反乱を鎮圧するために、戦意を高める必要があったのだろう。この様に同時代の人物を祀るというのは、文廟では考えられないことであった。

この「七十二弟子」には、「注孫子序」の名将②王翦、④趙充国、⑤耿弇、⑦段熲、⑨周瑜、⑪羊祜、⑫杜元凱、⑮韋孝寬、⑯楊素、⑰裴行儉、⑳郭元振の十一人が含まれている。⑫杜元凱（杜預）は杜牧の遠祖である。前述した十哲のうちの四人（③韓信、⑩諸葛亮、⑰李靖、⑱李勣）と武廟の主神である①太公とを合わせて考えると、「注孫子序」の名将二十人のうち、十六人はいわば朝廷公認の名将だったことになる。

残る四人（⑥虞詡、⑧司馬懿、⑬韋叡、⑭崔浩）は、武廟に祀られておらず、杜牧が自ら選んだ人物である。その選定理由については、後の第四節で検討したい。

（2）徳宗貞元年間の文人官僚による反発

これまで見てきた様に、朝廷が武廟の制度を拡張しようとするたびに文官の反対が起きたが、この後、武廟祭祀に対する反発が一挙に高まり、論争がわき起こる事態となる。

●貞元二年の反対

徳宗貞元二年（786）、刑部尚書・知刪定礼儀関播は、武廟における名将の配享及び十哲の称の廃止を願う上疏をする。『唐会要』武成王廟の条には、以下の様に記す。

「伏以太公、古称大賢、今其下置重聖、賢之有聖、於義不安。且孔門十哲、皆是当時弟子、今所拟名将、年代不同、於義既乖、於事又失。臣請刪去名将配享之儀及十哲之称。」従之。

関播は「太公は大賢と称されたのに、賢人の下に重聖を置くのはおかしい。孔門の十哲は孔子の当時の弟子だが、太公と異なる時代の将軍が

配享されているのもおかしい」と異を唱えたのである。

結局朝廷はこの上疏を採用して、十人の將軍の配享と「十哲」の称、七十二弟子の制度もやめ、武廟には武成王と張良だけを祀ることにした。

●貞元四年の文官と武官の論争

それから二年後の貞元四年(788)、更なる文官と武官の論争が起こる。

兵部侍郎李紆は武廟の礼を、武廟が初めて設置された開元十九年当時の様式に戻そうとした。李紆は、『開元礼』の方式では太常卿(正三品)以下を献官に充てていたが、上元元年に太尉(正一品)を献官にあてて、皇帝自ら祝版に署名をするようになったのは過剰であるという。というのも、孔子への祭祀はその行いに適しているが、太公は『六韜』の一書のみ、功績も一代にあらわれたのみである、今後は簡略にして、献官も太常卿以下に戻して欲しいと訴えた。²⁰⁾そこで朝廷は百官に議論させた。

その結果、四十六名が李紆に賛成し、中でも刑部員外郎陸淳等は文武の道を説いて異を唱えた。『大唐郊祀録』巻十に次の様に記す。

況文武之道非二宗、猶天地之有陰陽、時日之有昼夜、相依而立、相須而成。故王者之制、因彼此而為伍…(略)…帥師即大夫焉。下逮列国、皆尊其制、故將軍即正卿也。執大柄即元帥也。暨乎戦国陵夷、王道蕩滅、務於攻取、不顧典刑、遂有孫・呉之略、興起・翦之才、用文武之事、異將相之職分、蓋於此始也。

況や文武の道は二宗に非ず、猶お天地の陰陽有り、時日の昼夜有りて、相い依りて立ち、相須ちて成るがごとし。故に王者の制は、彼此に因りて伍を為し…(略)…帥師は即ち大夫なり。下は列国に逮び、皆其の制を尊ぶが故に將軍は即ち正卿なり。大柄を執るは

20) 『唐会要』武成王廟に「且太公述作、止於『六韜』、勲業形於一代、豈可擬其盛徳、均其殊礼哉。前件祝文、請自今更不進署、其「敢昭告」、請改為「致祭」。其献官請准式差太常卿以下」とある。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

即ち元帥なり。戦国に陵夷し、王道蕩滅して、攻取に務め、典刑を顧みざるに暨^{およ}び、遂に孫・呉の略有り、起・翦の才を興す、文武の事を用うるに、将相の職分を異にするは、蓋し此より始まる。

「文武の道は別個の道ではなく、天地に陰陽が有り、昼夜がある様に補完的なものである。そこで王者の制では民衆を統率して軍隊を作り…帥師の任には大夫が当たった。下々の国では將軍は正卿（執政大臣と軍事指揮官を兼ねる）で、権力を握るのは元帥だった。しかし戦国時代に王道が廢れて孫武等の武人が現れると、文事と武事には將軍と宰相の職分がわけられるようになった」という。つまり陸淳は、いにしえは高官が文官職と武官職を兼ねており、呂尚は孫武等と同じく、正卿や元帥等の高官に適する様な人物ではないのだから、厚く祀るべきではないというのである。それ故に、武成王の祭祀は礪溪の祠で役人に季節の祭りを行わせるのが良い（「依貞觀於礪溪置祠、有司以時享奠、斯得礼正也」と、武廟の廢止を訴えた。

これに対して武官は反発する。左領軍大將軍令狐建等二十四人が議論して、次の様に述べた。

当今兵革未偃、宜崇武教以尊古、重忠烈以勸今、欲有貶損、恐非激勸之道也。追尊王位、以時祠之、為武教之主。若不尊其礼、則無以重其教也。文・武二教固同、其立廢亦不可異、況其典礼之制、已歷三聖、今欲改之、恐非其宜也。（『唐会要』武成王廟）

当今兵革未だ^{やす}偃まず、宜しく武教を崇びて以て古を尊び、忠烈を重んじて以て今に勸むべし、貶損有らんと欲するは、恐らくは激勸の道に非ざるなり。王位を追尊し、以て時に之を祠るは、武教の主為ればなり。若し其の礼を尊ばざれば、則ち以て其の教えを重んずる無きなり。文・武の二教は固より同じなれば、其の立廢も亦た異にすべからず、況や其の典礼の制、已に三聖を歴たり、今之を改めんと欲するは、恐らくは其の宜に非ざるなり。

令狐建は呂尚を「武教の主」と尊び、「武の教え」と称している。令狐建は、藩鎮反乱が終息していないので、武教を尊び忠烈の兵士を重んじて征伐に当たらせるべきである、文と武の二教は本来一体なので、その制度の廃立が異なるのは良くない、典礼の制はなおさらで、既に肅宗から徳宗までの世を経ているのだから今変えるのは不適切だ、という。陸淳も令狐建もともに「文と武の道は一体だった」と説くのだが、その主旨と結論は全く異なっている。

その結果、徳宗は次の詔を下した。『大唐郊祀録』に以下の様に記す。

『虞書』云「帝徳広運、乃聖乃神、乃武乃文」。文化武功、皇王之二柄、祀礼教敬、国典孔明。稽開元旧儀可為(闕)、則其武成王廟、自今以後、宜令上將軍以下充獻官、余依李紆所奏。

徳宗は「文化と武功」を皇王の二柄としながらも文官に譲歩し、上將軍(従二品)以下を武廟の獻官にあて、その他は『開元礼』式に戻すよう命じたのだった。

これ以後、武廟祭祀の実態はよく分からないが、『唐会要』には哀帝天祐二年(905)、洛陽遷都(904)後に武廟が設けられていなかったため、中書門下が再建を願ったとの記事がある(「今仍請改為武成王、選地建造、其制度配享、皆准故事」)ので、簡略だとしても祭祀は行われていたようである。杜牧は貞元四年の論争から十五年後の、徳宗貞元十九年(803)に生まれた。その後、杜牧が序文に「士大夫は兵事を語らず、人々は兵事を語る者を粗暴と見なすようになった」と歎く時世になったことは前述の通りである。これは文官達の武廟と武官に対する軽視が続いた結果なのだろう。杜牧が『注孫子』を宰相周墀に献上したのは、恐らく宣宗大中二年(848)杜牧四十六才の頃と推定されるので、武廟の議論から約六十年が経っていた。

(3) 陸淳と杜牧の論

ここで、陸淳の発言と杜牧の論を比較してみたい。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

陸淳は「帥師は即ち大夫なり」といい、元来は文武の道が一つであり、高官が文武の職を兼ねて兵権も掌握していたと説く。これは杜牧「注孫子序」の主張とも重なるものである。

しかし両者は次の点が異なる。杜牧は「いつ頃からか文と武を分けて行こうようになった」と曖昧に記すのに対し、陸淳は戦国の群雄割拠の世から「文武の事を用うるに、将相の職分を異にす」事態が生じたという。陸淳はただ、武人が将軍となるのは非常時の特異な事態であると主張して、武将と武廟を貶めようとしたに過ぎない。それ故、陸淳は文官の高官に兵権を委ねようとした訳ではなく、軍事行動において誰が指揮を執るべきかという問題にも触れていない。無論、現実にかかる反乱の鎮圧に対しては武官出身の将軍が指揮する、という考えただだろう。

一方の杜牧は、『注孫子』の撰者として孫武の策略を評価する立場を守り、戦国時代や孫武・呉起の出現には触れない。それより前の周公・孔子の如く、大吏・賢人の卿大夫が兵事を掌るという世に立ち返り、勇猛果敢な武将や兵士は彼らに従うべきである、と主張するのみである。

次に、杜牧の文人と武人に対する態度についていえば、当然ながら陸淳や他の文官同様、文人を優位に置く。但し彼らの様に単純ではない。杜牧は、勇猛なだけの武将や兵士を軽視する（「彼壯健軽死善擊刺者、供其呼召指使耳」）が、兵事に無関心の文人に対しても痛烈に批判し（「卿大夫行列進退、一如常時、笑歌嬉遊、輒不為辱」）、自ら『孫子』に注釈を付して、兵に通じる士大夫のモデルになろうとしたのである。この点を陸淳に比べると、杜牧は復古的でありかつ革新的でもあったと言えよう。

3. 徳宗の藩鎮政策に対する杜牧の言及

ところで、徳宗が武廟の十哲と七十二弟子を選定し、後に文官の反対に遭ったのは、藩鎮反乱が相次ぐ最中であつた。杜牧は、代宗大暦年間（766～779）と続く徳宗の建中年間（780～783）・興元元年（784）貞元年間（785～805）に朝廷が反乱を鎮圧できなかったことを強く批判して

いる。

『新唐書』卷七徳宗紀に拠れば、徳宗建中二年（781）、成徳軍節度使李宝臣の子李惟岳、魏博節度使田悦等の四軍が結託して反乱を起こした。翌建中三年には、盧龍軍節度使朱滔等も相次いで反し、建中四年に朱滔の兄朱泚が長安を占拠すると、徳宗は一時奉天に避難するほどであった。朱泚は後に誅殺されるが、朝廷軍は山南東道を除いて平定できず、却って彼らに譲歩することとなった。興元元年（784）には、朔方軍節度使李懐光の反乱によって、徳宗は漢中への避難を余儀なくされる。それ以後、徳宗は公主降嫁等の懐柔策²¹⁾を施したが、彰義軍節度使呉少誠ほか諸軍の反抗は続いた。この様に見てくると、反乱の渦中に文官が武廟制度の廃止を求めたことは、奇妙にも思える。²²⁾

杜牧は徳宗の藩鎮政策を、例えば「守論」（卷五）に「修大曆・貞元故事、而行姑息之政」、「唐故岐陽公主墓誌銘」（卷八）に「当貞元時、徳宗行姑息之政」等と、反乱軍におもねった一時しのぎの政策だとして幾度も強く批判した。杜牧の詩文には武廟制度や貞元四年の論争に関する言及は見えないが、文人官僚が武廟と武官を軽んじたために反乱を鎮圧できなかった、との考えがあったかもしれない。もし杜牧が当時朝廷に任官していたら、かえって令狐建等の意見に賛同したのではなかろうか。

4. 杜牧が選んだ名将

以下に、改めて杜牧が序文に列举した名将の人物像を考えてみたい。

杜牧の名将を選ぶ基準は、はっきりとしない点がある。彼らは二大聖人の後を継ぐ大吏たる名将なのだから、文武を兼ね備えた人物のはず

21) 『新唐書』卷八十三諸帝公主伝に、徳宗の娘魏国憲穆公主が成徳の王武俊の子王士平に下嫁し、鄭国莊穆公主が義武の張孝忠の子・張茂宗に下嫁したとある。

22) 朱溢「論唐宋時期的武廟積奠礼儀」（『中古時代的礼儀、宗教与制度』、上海古籍出版社、2012所収）は、建中二年に朱滔・李希烈等節度使が反乱を起こしたことにより、文官が將軍達に疑念を抱き始め、貞元二年の武廟への反発に至ったと論じる。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

だが、杜牧は武廟から、まずは策略に秀でた人物（①太公、②王翦、③韓信、④趙充国、⑤耿弇、⑦段颎、⑨周瑜、⑩諸葛武侯、⑰李靖、⑱李勣）を選び、それに加えて徳や学問にも秀でた人物（⑩羊祜、⑫杜預、⑮韋孝寛、⑯楊素、⑲裴行儉、⑳郭元振）を合わせたように思われる。

〔※＝は十哲、一は七十二弟子を意味する〕

杜牧が、唐代の名将⑰李靖と⑱李勣（共に十哲）、⑲裴行儉と⑳郭元振（共に七十二弟子）の四人を選んだのは、現在の兵戦を意識してのことだろう。唐代随一の名将李靖と李勣の軍功は言うまでも無いが、李靖は「少きより文武の材略有り」（『旧唐書』卷六十七）、「書史に通ず」（『新唐書』卷九十三）という人物で、李勣も、戦勝を挙げれば部下の功績とし、そこで賜った金帛は全て士卒に分け与えるなど、徳のある人物だった（『旧唐書』卷六十七）。

⑲裴行儉は明経科による文人出身で、その義を慕って西域諸国が投降してきたという。また草隸に巧みで、高宗が絹素百卷を以て草書の『文選』を写すようにと詔を下すほどであった。突厥の阿史那都支を計略を用いて服従させたため、高宗は礼部尚書・檢校右衛大將軍を授けたという（『旧唐書』卷八十四）。⑳郭震（字は元振）も「宝劍篇」を則天武后に認められ（『新唐書』卷百二十二）、文集二十卷があった（『旧唐書』卷九十七）。

ところで、杜牧が選んだ前漢の名将は③韓信（十哲）と④趙充国（七十二弟子）で、亜聖の張良を選ばなかったのは疑問が残る。張良は画策の臣として漢高祖を支えたが、將軍となり敵軍と駆け引きしたことはなかった（『史記』卷五十五留侯世家）。それに対し、趙充国は後將軍として討伐策を練って羌族先零を大破し、士卒を愛するがために「計を先にし戦を後にす」（『漢書』卷六十九）という人柄だった。杜牧は『注孫子』に付す自注に趙充国の策略を挙げており、²³⁾ 彼を高く評価していたのだろう。

23) 謀攻篇の一節「不知軍之不可以進…略…是謂糜軍」及び軍争篇の「窮寇勿追」に付す注。

最後に、杜牧が武廟に祀られた人物ではなく、⑥虞詡、⑧司馬懿、⑬韋叡、⑭崔浩を選んだ理由を考えてみたい。

まず⑥後漢の虞詡（字は升卿）は、十二歳で『尚書』に精通し、武都太守の任官中に奇策によって羌族を撃退した。司隸校尉に任官すると高官の不正を容赦なく弾劾し、そのために処罰を受けても屈しなかった（『後漢書』卷五十八）。

次に、⑧司馬懿（字は仲達）。司馬懿は若い頃から博識で儒教に通じていた。軍略の才能により曹操に仕え、魏文帝の時に諸葛亮と戦い、後に曹爽を殺して丞相となる（『晋書』卷一高祖宣帝紀）。

杜牧は『注孫子』の注に、司馬懿の戦いの例を挙げている。たとえば『注孫子』九変篇の一節「廉潔、可辱也（廉潔は、^{はずかし}辱められ）」²⁴）に付す注に、五丈原の戦いの最中、諸葛亮が司馬懿に女性の巾幗を送りつけて侮辱したところ、司馬懿は怒りのあまり応戦しようとしたが、文帝が止めた（『晋書』宣帝紀）との故事を挙げる。それに続けて杜牧は「仲達之才、猶不勝其忿、況常才之人乎（仲達の才すら、猶^{いかり}お其の忿に勝たず、況や常才の人をや）」と司馬懿を称揚する。

しかし曹操に仕えた荀彧の伝の所感を記す「題荀文若伝後」（卷六）では、

司馬懿安完之代、窃発肘下、奪偷権柄、残虐狡譎、豈可与操比哉。

司馬懿は安完の代に、窃かに肘下より発して、権柄を奪偷し、残虐狡譎なること、豈に操と比ぶべけんや。

と、曹操に重用されたのを利用し、曹爽を殺して政権を奪ったことを「残虐狡譎（残虐で悪賢い）」といい、曹操と比べようがないと強く批判した。それでも「注孫子序」に周瑜、諸葛亮とともに司馬懿の名を挙げたのは、兵略家の才能を重視したということだろうか。

24) 『十一家注孫子校理』（楊丙安校理、中華書局、1999）。以下、杜牧『注孫子』の本文は同書に拠る。

杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に一

次に⑬梁の韋叡（字は懷文）。学問を好んだ。沈攸之の反乱から郢城を守り、蕭衍の梁の建国を支えて功績を挙げた。人格者で、兵卒に慈愛をもって接した（『梁書』巻十二）。交戦中にも官服を着て輿に乗り、竹の如意で指揮して、名将と称されたという（『南史』巻五十八）。

⑭北魏の崔浩（字は伯淵）は名家の清河の崔氏出身で、漢人だが北魏に仕えて重用され、司徒にまで上り詰めた。学問を好んで経史の書や陰陽百家の言に精通し、明元帝、太武帝に仕えて華北統一を支えた。容貌は婦人の様で、かつ策略に長けていたことから、自分を張良にたとえたという。『国書』編纂の際に何らかの理由によって太武帝に誅殺された（『魏書』巻三十五・『北史』巻二十一）。²⁵⁾

杜牧は宰相李徳裕に回鶻の討伐策を奉じた「上李太尉論北辺事啓」（巻十六）にて、崔浩の蠕蠕の討伐策を挙げる。また『注孫子』計篇の一節「天者、陰陽、寒暑、時制也」に付す注に、太武帝が崔浩の助言によって赫連昌の統万城を撃破したという故事を挙げており、崔浩を評価していた。

以上の四人には、兵略家の能力に加えて学問にも秀いでいたという共通点がある。虞詡と韋叡は人格者でもあった。総じて杜牧は名将二十人を選ぶ際に、優れた兵略家に加えて、「大吏」に相応しく文武に秀でた人物を選んだといえよう。

おわりに

以上、杜牧が「注孫子序」に述べた士大夫と兵事の論と、武廟制度の変遷、そこに表れた士大夫の文と武に対する態度とを合わせて検討した。

杜牧は兵事を重視したが、それは士大夫が兵事を掌る、つまり文が武をも包括するということであり、文（文官）を武（武官）の上とする態度は武廟に反対した文官と変わらない。杜牧の主張は、古の時代に戻れ

25) 真相は未詳の点が多い。佐藤賢「崔浩誅殺の背景」（東北史学会『歴史』103輯、2004）を参照。

という復古的で理想主義的な反面、自らが兵事を担おうとする革新的なものでもあった。それは杜牧が反乱鎮圧の方策として考えた結論である。故に杜牧が序文に列挙した名将は、武廟に祀られた人物を主とするが、「大吏」に相応しく徳や学問を備えた人物を意図して選んだと思われる。杜牧が將軍像の刷新を試みたというのは、言い過ぎだろうか。

こうして見ると、武廟制度が廃れ、藩鎮反乱に対して士大夫が無力となっていた時代に、杜牧が『注孫子』を撰した意義は大きいといえる。

この後、司空図「将儒」（『全唐文』卷八百八）や来鹄「儒義説」（『全唐文』卷八百十一）等の、儒者と兵事に関する論が現れる。杜牧と彼らとの相違点や、同時代の文人の文武観、士大夫論等については、今後の課題としたい。